

[2022年5月版]

東京都商工会議所連合会の労災上乗せ補償プラン

労災上乗せ共済

労働災害総合保険

確かな安心感が
明日の企業の繁栄をお約束します

東商会員の皆さんへ

- 保険料は
約60%割引!

※割引率は保険料および過去の損害率等により変動します。このため加入状況
および保険金のお支払状況により翌年度の割引率が変更となる場合があります。

- ご加入者は、東京都商工会議所連合会に属する商工会議所
会員で、政府労災保険等に加入されている施設・事業所に
なります。
- 無記名方式で年令制限もなく、政府労災保険等で給付を受
けることができる全ての被用者が対象となります。
臨時雇用、アルバイト、パート、季節労働者も含むことがで
きます。

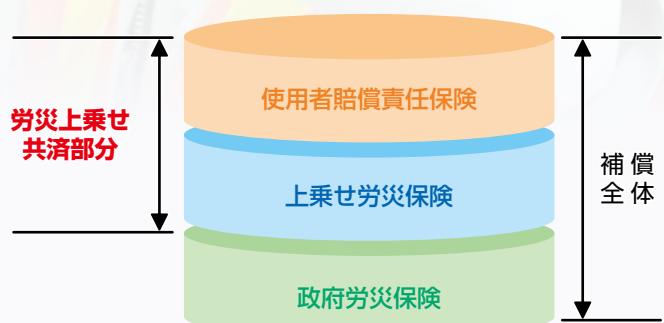
※保険料は全額損金処理できます。(2021年11月現在)

保険期間 2022年5月20日(午後4時)~

中途加入も可能です。 2023年5月20日(午後4時)

東京商工会議所 労災上乗せ共済とは

- 昭和60年に、会員企業の皆さまの労働災害リスクに備える
共済として発足した制度で、個別にご加入されるより低廉な
保険料でご加入できます。
- 会員企業の皆さまが従業員等に対して負う労働災害での災
害補償責任、賠償責任のうち、労働者災害補償保険(以下「政
府労災保険」といいます。)における給付金の不足部分を補
い、従業員本人やその家族が十分な補償を受けられるように
備えるための共済制度です。
- この共済は、右の補償イメージのとおり「上乗せ労災保険」と
「使用者賠償責任保険」の2つの保険で形成されています。



挑みつづける、変わらぬ意志で。

 東京商工会議所

上乗せ労災保険とは

貴社（以下「被保険者」といいます。）の従業員等（以下「被用者」といいます。）が政府労災保険等で給付の対象となる業務上の災害を被った場合に、被保険者が政府労災保険等の上乗せ補償（法定外補償）として被用者またはその遺族に支払う金額に對して、この保険契約で定める金額をお支払いする保険（労働災害総合保険 法定外補償条項）です。

この保険は、被保険者の被用者が業務上または通勤途上の災害^(注)によって身体の障害（後遺障害、死亡を含みます。以下同様とします。）を被り、政府労災保険等の保険給付がなされた場合に、被保険者が被用者またはその遺族に支払う金額としてこの保険契約の普通保険約款・特約で定める金額を保険金としてお支払いします。例えば、次のような場合に保険金をお支払いします。

作業中に高所から落ちて死亡

工場で荷物が落ちてきてケガ

オフィスの階段から落ちてケガ

電気工事中に作業員が感電死

機械に手を挟まれてケガ

通勤中に電車の事故でケガ^(注)

（注）通勤途上の災害については、「通勤災害補償特約」をセットした場合のみ保険金をお支払いします。

この保険に加入した場合のメリット

被用者の労働災害対策・福利厚生対策に役立ちます。さらに、次のようなメリットがあります。

- ・労働災害について労使間で生じる紛争を防ぎ、労使関係の安定に役立ちます。
- ・無記名方式ですから、途中で被用者の異動・変更等があっても事務処理が簡単です。
- ・年令制限はありません。
- ・保険料は全額損金処理できます。（2021年11月現在）※個人事業主本人の保険料は必要経費に算入はできません。

被保険者（補償の対象者）

企業・事業主が被保険者（補償の対象者）となります。保険金は被保険者である貴社にお支払いします。

ただし、保険金は全額被用者またはその遺族にお支払いいただきます。

対象となる被用者

- ・補償の対象となる被用者は、原則として政府労災保険等で給付を受けることができるすべての被用者です。なお、アルバイト・パートタイマー等を含みます。
- ・出向者については、原則として受け入れ出向者はこの保険で補償されます。（保険料算出の基礎に含めてご申告ください。）社外に出向されている方を補償の対象とする場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

◆特約を付帯することで補償される被用者

- ・政府労災保険に特別加入している事業主・役員等も「特別加入者補償特約」をセットすることにより、補償の対象とすることができます。ただし事業主・役員のみを対象とすることはできません。（被用者とあわせて加入いただけます。）
- ・有期事業（建設業）または製造業の場合、被保険者の下請負人またはその被用者については、「下請負人補償特約」をセットすることにより、補償の対象とすることができます。下請負人の中に特別加入者を含む場合も補償の対象とすることができます。
- ・政府労災保険の第三種特別加入制度へ加入している海外駐在員等については、「海外危険補償特約」をセットすることにより、補償の対象とすることができます。

お支払いの対象となる保険金の種類

以下の保険金について、ご加入内容に基づき保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

死亡に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上の災害^(注)によって死亡した場合にお支払いする保険金です。

後遺障害に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上の災害^(注)によって後遺障害（政府労災保険の第1級～第14級）を被った場合にお支払いする保険金です。

休業に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上の災害^(注)による身体の障害によって休業し、賃金の支払いを受けられない場合にお支払いする保険金です。休業し、賃金の支払いを受けられない日の第4日目以降が対象で、1,092日分^{*}を限度とします。

*「休業補償日数特約(362日)」、「休業補償日数特約(727日)」または「休業補償日数特約(1,457日)」のいずれかをセットし、日数を変更することもできます。

災害付帯費用保険金（「災害付帯費用補償特約」をセットした場合）

「死亡に対する法定外補償保険金」、「後遺障害（政府労災保険の第1級～第7級）に対する法定外補償保険金」をお支払いする場合に、被保険者が負担する香典、葬儀費用等の支出を余儀なくされた費用を支払限度額まで実費でお支払いします。

退職者加算保険金（「退職者加算特約」をセットした場合）

被用者が「後遺障害に対する法定外補償保険金」の支払対象となる身体の障害を被り、その直接の結果として身体の障害を被った時から3年以内に退職した場合^{*}に、この特約の支払限度額の範囲内で、法定外補償保険金に加算してお支払いする保険金です。

後遺障害に対する法定外補償保険金

+

退職者加算保険金

をお支払いします。

* 3年を超えて退職した場合であっても、身体の障害区分について労災保険法等による決定がなされた時から1年以内に退職した場合を含みます。

（注）通勤途上の災害については、「通勤災害補償特約」をセットした場合にのみ保険金をお支払いします。

支払限度額の設定方法

支払限度額の設定方法は次のとおりです。

①単位定額方式	被用者1名につき、金額で設定する方式です。例) 被用者1名につき 死亡3,000万円
②単位定率方式	被用者1名につき、1日あたりの平均賃金 ^(注) の倍数(休業補償は平均賃金に対する割合)で設定する方式です。例) 被用者1名につき 死亡2,000日分、休業20% (注) 平均賃金とは、政府労災保険等の給付基礎日額をいい、保険金支払いの対象となる負傷や疾病の原因となった労働災害の発生日の直前3か月間にその被用者に支払われた賃金総額(3か月を超える期間ごとに支払われる賞与等を除きます。)の平均日額をいいます。
③単位定額方式・単位定率方式	上記①、②の組合せにより設定します。例) 被用者1名につき 死亡3,000万円、休業20%

[法定外補償規定等を定めている場合] 法定外補償規定等*の補償金額と支払限度額は同額にすることをおすすめします。

保険金をお支払いする場合は、法定外補償規定等*で定めている補償金額とご契約の支払限度額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
* 法定外補償規定等とは、被保険者である企業・事業主が被用者に対して、政府労災保険等の給付の他に一定の労働災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程その他一定の災害補償を行う旨の規定等をいいます。以下同様とします。

保険金をお支払いする主な場合・お支払いする保険金の額

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
法定外補償条項 基本補償	死亡に対する法定外補償保険金	被用者が死亡した場合、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 ^(注2)
	後遺障害に対する法定外補償保険金	被用者が後遺障害(政府労災保険の第1級～第14級)を被った場合、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 ^(注2)
	休業に対する法定外補償保険金	被用者が身体の障害により休業し、賃金の支払いを受けられない場合の休業第4日目以降に対して、支払限度額および1,092日分 ^(注3) を限度に保険金をお支払いします。
オプション補償	災害付帯費用保険金(災害付帯費用補償特約)	死亡に対する法定外補償保険金、後遺障害(政府労災保険の第1級～第7級)に対する法定外補償保険金を支払った場合に、被保険者が負担する香典、葬儀費用等の支出を余儀なくされた費用に対し、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
	退職者加算保険金(退職者加算特約)	支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

(注1) 通勤途上の災害については、「通勤災害補償特約」をセットした場合にのみ保険金をお支払いします。

(注2) 「死亡に対する法定外補償保険金」と「後遺障害に対する法定外補償保険金」は、重ねてはお支払いしません。いずれか高い金額を限度とします。

(注3) 「休業補償日数特約(362日)」、「休業補償日数特約(727日)」または「休業補償日数特約(1,457日)」のいずれかをセットし、日数を変更することもできます。

(注4) 3年を超えて退職した場合であっても、身体の障害区分について労災保険法等による決定がなされた時から1年以内に退職した場合を含みます。

保険金をお支払いしない主な場合

『東京商工会議所連合会の上乗せ労災補償プラン「労災上乗せ共済」パンフレット』7、8ページをご覧ください。

使用者賠償責任保険とは

貴社の従業員等（以下「被用者」といいます。）が、**政府労災保険等で給付の対象となる業務上の災害を被り**、貴社（貴社の役員等を含みます。以下「被保険者」といいます。）が被災した被用者またはその遺族から損害賠償請求を受けたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に負担する損害賠償金および賠償問題解決のために要した費用を補償する保険（労働災害総合保険 使用者賠償責任条項）です。

被用者が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含みます。以下同様とします。）を被り、政府労災保険等の給付がなされた場合に、被保険者が被災した被用者またはその遺族から損害賠償請求を受け、法律上の損害賠償責任を負うことがあります。このような場合に被保険者が負担する損害賠償金および賠償問題解決のために要した費用を補償するための保険です。例えば、次のような場合に保険金をお支払いします。

法律上の損害賠償責任を負う業務上の災害とは…

次のような労働災害により被保険者が法律上の損害賠償責任を負うおそれがあります。

- ・漏電による災害によりケガをしたなど、建物や設備の欠陥による労働災害（工作物責任）
- ・工作機械に安全装置がついていなかったためにケガをしたなど、安全維持の配慮を欠いていたための労働災害（雇用契約上の債務不履行責任）
- ・フォークリフトの操作ミスにより、同僚を負傷させるなど、被用者の過失による労働災害（使用者責任）
- ・長時間労働によるうつ病で過労自殺したなど、安全配慮を怠ったことによる労働災害（使用者責任）

被保険者（補償の対象者）

貴社（貴社の役員等*を含みます。）が被保険者（補償の対象者）となります。保険金は被保険者にお支払いします。

*事業主または役員をいい、被保険者の業務の遂行に起因して法律上の損害賠償責任を負担する場合に限ります。

対象となる被用者

- ・補償の対象となる被用者は、原則として政府労災保険等で給付を受けることができるすべての被用者です。なおアルバイト・パートタイマー等を含みます。
 - ・出向者については、原則として受け入れ出向者はこの保険で補償されます。（保険料算出の基礎に含めてご申告ください。）社外に出向されている方を補償の対象とする場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- ◆特約を付帯することで補償される被用者
- ・有期事業（建設業）または製造業の場合、被保険者の下請負人またはその被用者については、「下請負人補償特約」をセットすることにより、補償の対象とすることができます。下請負人の中に特別加入者を含む場合も補償の対象とすることができます。
 - ・政府労災保険の第三種特別加入制度へ加入している海外駐在員等については、「海外危険補償特約」をセットすることにより、補償の対象とすることができます。

お支払いの対象となる保険金の種類

被災した被用者またはその遺族に支払うべき損害賠償金

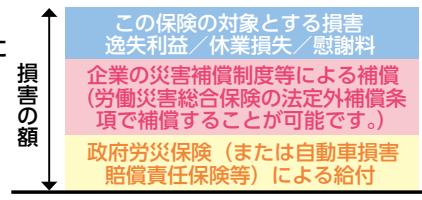
政府労災保険等により保険給付がされた場合に限り、保険金をお支払いします。

①死亡や後遺障害における逸失利益、休業損失等の政府労災保険等および企業の災害補償制度等により給付される額を超過する額が対象となります。給付が年金の場合は一時金に換算します。

②慰謝料 法律上の損害賠償責任による慰謝料がお支払いの対象となります。

政府労災保険等では、慰謝料は給付の対象となりません。

*政府労災保険等にかわって自動車損害賠償責任保険等で支払われるべき金額がある場合は、その超過額が対象になります。



賠償問題解決のために要した費用

法律上の損害賠償責任の解決のために被保険者が負担する以下の費用をお支払いします。

- ①訴訟、和解、調停または仲裁となった場合に要した費用
(弁護士報酬を含みます。)
- ②示談交渉に要した費用
- ③引受保険会社の要求に従い、協力するために要した費用
- ④他人から損害の賠償を受けることができる場合においてその権利の保全または行使に必要な手続を講じるために要した必要または有益な費用

支払限度額

この保険でお支払いする保険金の支払限度額は、被用者1名および1回の災害についてそれぞれ設定します。なお、支払限度額の上限は被用者1名につき3億円、1回の災害につき10億円となります。 *保険期間中の総支払額に制限はありません。

免責金額

免責金額^(注1)は次のとおりとなります。免責金額を設定した場合、保険料は割引になります。

①法定外補償規定等 ^(注2) がある場合または法定外労災保険（労働災害総合保険 法定外補償条項）を契約する場合	法定外補償規定等 ^(注2) または法定外労災保険で補償される金額
②他の保険契約等（傷害保険、業務災害補償保険または生命保険など）がある場合	他の保険契約等から給付される金額
③上記①②のいずれもない場合	1回の災害あたり：任意の金額

(注1) 免責金額とは、保険金としてお支払いする1回の災害ごとの損害の額から差し引く額で、被保険者の自己負担となる金額をいいます。

(注2) 法定外補償規定等とは、被保険者である企業・事業主が被用者に対して、政府労災保険等の給付の他に一定の労働災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程その他一定の災害補償を行う旨の規定等をいいます。以下同様とします。

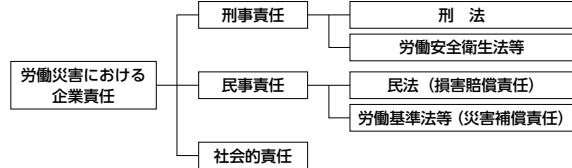
保険金をお支払いしない主な場合

『東京商工会議所連合会の上乗せ労災補償プラン「労災上乗せ共済」パンフレット』7、8ページをご覧ください。

労働災害と企業責任

労働災害が発生すると企業責任を問われる

被用者が仕事中にケガをしたり死亡した場合、企業は使用者としての責任を負わなければなりません。この責任は、大きく刑事責任、民事責任、社会的責任に分類されます。刑事責任の法的根拠は一般法である刑法と特別法である労働安全衛生法等に、また民事責任の法的根拠は一般法である民法と特別法である労働基準法等に、それぞれ求められます。



労働災害防止の責任者は誰か

労働災害の防止対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため定められた労働安全衛生法は、危険防止基準や安全衛生体制の確立など労働災害防止のために種々のことを定めています。その条文の大部分が、「事業者は、…しなければならない」と事業者責任を明記しており、違反した場合は罰則が適用されます。この事業者とは、「法人企業であれば当該法人、個人企業であれば事業経営主を指している。これは、従来の労働基準法上の義務主体であった使用者と異なり、事業経営の利益の帰属主体そのものを義務主体としてとらえ、その安全衛生上の責任を明確にしたものである。」と厚生労働省労働基準局長通達で示しています。

「労災上乗せ共済」のご加入について

保険の対象となる被用者(従業員)の範囲

原則補償される方

政府労災保険等で給付を受けることができるすべての被用者です。なお、出向者*、アルバイト・パートタイマー等を含みます。

特約をセット、もしくは個別に申請いただかないと補償されない方

- ①事業主・役員等(政府労災保険に特別加入している場合のみ)
- ②海外駐在員等(政府労災保険の第三種特別加入制度へ加入している場合のみ)
- ③下請負人(有期事業(建設業)または製造業の場合)*下請負人の中に特別加入者を含む場合も補償の対象とすることができます。
※出向者については、原則として受け入れ出向者はこの保険で補償されます。(保険料算出の基礎に含めてご申告ください。)
社外に出向されている方を補償の対象とする場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

加入パターン例とコース例

*下記はあくまでも加入例です。実際のご加入内容と異なる場合があります。

支 払 限 度 額	上乗せ労災保険 (業務上災害、通勤災害、休業損害)	Aパターン			オプション特約	
		Bパターン	Cパターン	天災危険補償特約 (業務上災害、通勤災害、休業損害)	上乗せ労災保険の 各支払限度額の50%の額	※使用者賠償責任保険には 適用されません。
死亡に対する法定外補償保険金	死亡に対する法定外補償保険金	3,000 万円	2,000 万円	1,000 万円		
	後遺障害に対する法定外補償保険金	1級 3,000 万円	2,000 万円	1,000 万円		
	2級 3,000 万円	2,000 万円	1,000 万円			
	3級 3,000 万円	2,000 万円	1,000 万円			
	4級 2,400 万円	1,600 万円	800 万円			
	5級 2,100 万円	1,400 万円	700 万円			
	6級 1,800 万円	1,200 万円	600 万円			
	7級 1,200 万円	800 万円	400 万円			
	8級 600 万円	400 万円	200 万円			
	9級 480 万円	320 万円	160 万円			
	10級 360 万円	240 万円	120 万円			
	11級 240 万円	160 万円	80 万円			
	12級 180 万円	120 万円	60 万円			
	13級 120 万円	80 万円	40 万円			
	14級 60 万円	40 万円	20 万円			
休業に対する法定外補償保険金1日につき		3,000 円	2,000 円	1,000 円		

補償内容	コース名	コース名	コース名	加入コースイメージ	上乗せ労災保険 +天災危険補償特約	使用者賠償責任保険
上乗せ労災保険 +使用者賠償保険 +天災危険補償特約	A1	B1	C1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
上乗せ労災保険 +天災危険補償特約	A2	B2	C2	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
使用者賠償保険のみ	A3	B3	C3	<input checked="" type="radio"/>		<input type="radio"/>

*コース型以外の補償内容でご加入いただくこともできます。 *法定外補償規定等を設けている場合は、同規定に合わせて支払限度額をご設定ください。

*天災危険補償特約について、上記コース例、P6の保険料の目安ではセットされておりますが、付帯されない場合は、代理店・扱者までお問い合わせください。

自動セットされる主な特約

初期対応費用補償特約（使用者賠償責任条項に自動でセットされます）

- 被用者の業務上の事由による身体の障害が日本国内で発生した際に、被保険者が緊急的に負担する災害の発生・拡大の防止または災害による損害賠償責任に関する争訟の解決についての必要かつ有益な費用(災害原因調査費用、清掃費用、被用者またはその遺族に慣習として支払った見舞金・香典等)を対象に、保険金をお支払いします。

訴訟対応費用補償特約（使用者賠償責任条項に自動でセットされます）

- 被用者の業務上の事由による身体の障害が日本国内で発生した際に、この保険契約で損害賠償金が支払対象となる訴訟、和解、調停または仲裁について被保険者が支出した必要かつ有益な費用(相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用、従業員への超過勤務手当等)に対し、保険金をお支払いします。

職業性疾病補償特約（自動でセットされます）

- 業務災害と判断するのに困難な、職業性疾病(長期間にわたる業務に伴って有害作用が蓄積して発症する疾病)を補償します。

オプション特約

基本補償ではお支払いの対象とならない場合の一部を、復活して補償する主な特約です。

天災危険補償特約

- (注) この特約の追加保険料には、損害率による割引の適用は受けられません。
- 法定外補償条項について、基本補償では補償対象外の、地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた労働災害により被った身体の障害について、基本補償で設定した支払限度額の50%をこの特約の支払限度額として設定し、保険金をお支払いする特約です。

通勤災害補償特約

- 法定外補償条項について、通勤途上の災害まで補償する特約です。

災害付帯費用補償特約

- 「死亡に対する法定外補償保険金」、「後遺障害(政府労災保険の第1級～第7級)に対する法定外補償保険金」をお支払いする場合に、被保険者が負担する香典、葬儀費用等の支出を余儀なくされた費用を支払限度額まで実費でお支払いします。

退職者加算特約

- 被用者が「後遺障害に対する法定外補償保険金」の支払対象となる身体の障害を被り、その直接の結果として身体の障害を被った時から3年以内に退職した場合に、この特約の支払限度額の範囲内で、法定外補償保険金に加算して保険金をお支払いします。

特別加入者補償特約

- 中小事業主等(政府労災保険第一種特別加入者)・一人親方(政府労災保険第二種特別加入者)等の政府労災保険に特別加入している方を補償の対象に含める特約です。

海外危険保障特約

- 政府労災保険の第三種特別加入制度へ加入している海外駐在員等の労働災害を拡張して補償する特約です。

下請負人補償特約

- (注) 建設関係事業または製造業を営まれている会員企業のみがセットできる特約です。
- 有期事業(建設業)(業種コード31～38)または製造業(業種コード41～66)で下請負人を使用している場合に、下請負人とその被用者を補償の対象に追加します(対象とする下請負人の範囲、下請負人の被用者数、賃金総額または請負金額等を通知いただく必要があります)。

*その他特約については、代理店・扱者にお問い合わせください。

制度の取扱い

保険料の払込方法

保険料のお支払いは一時払が基本となります。年間(暫定、確定)保険料が原則12万円以上(月換算で1万円以上)となる場合は、分割払のご選択もできます。保険料分割による割増はかかりません。

一時払・分割払：保険料は預金口座より自動的に引き落としさせていただきます。

補償開始日の翌々月23日が口座からの引き落とし日になります。

保険料払込期日の翌月末日(注)までに保険料の払い込みがない場合、事故による損害が発生しても保険金がお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(注) 保険料が払い込まれなかったことについて、故意または重大な過失がなかった場合は、保険料払込期日の翌月末まで払込を猶予します。

保険料確定特約について

保険料確定特約のセットを基本といたします。保険料確定特約(前年度の告知対象期間の実績を算出の基礎として保険料を算出(確定)し、保険期間終了後の確定精算を省略)をセットすることにより、確定精算手続きを省略することができます。ご加入時に、把握可能な最近の告知対象期間実績をご報告ください。ただし、保険料確定精算方式もございます。※前年度の告知対象期間の実績がない場合には、保険料確定特約をセットすることができません。

建設業の皆さんへ

経営事項審査制度でプラス評価(15ポイントの加点評価)されるためのポイント

補償内容は以下の3つの条件を満たす事が必要です。

- ①被保険者の範囲が、申請者の直接の雇用関係にある従業員の他、全下請負人を含むことが契約上明らかであること。
(下請負人補償特約をセットします。)
- ②死亡および政府労災保険の障害等級の第7級までが最低限補償の対象となっていること。
- ③業務上災害だけでなく、通勤災害も補償の対象となっていること。
(通勤災害補償特約をセットします。)

主な業種コード別年間保険料の目安(1名あたり年間保険料)

*)すべての業種が記載されておりませんのでご了承ください。業種コードは、政府労災保険の業種コードです。

*)以下の保険料表はAパターン・Bパターン・Cパターンに天災危険補償特約をセットしたコースの案内となっています。必要に応じて外すことも可能です。なお、A3、B3、C3コースについては天災危険補償特約の補償対象外となります。

加入コース		A1	B1	C1	A2	B2	C2	A3	B3	C3
コース 説明		上乗せ労災保険 +使用者賠償責任保険 +天災危険補償特約			上乗せ労災保険 +天災危険補償特約			使用者賠償責任保険のみ		
業種名	コード	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水力発電施設、隧道等新設事業	31	138,780	106,690	75,920	101,480	67,660	33,830	37,300	39,030	42,090
道路新設事業	32	76,860	59,520	42,940	55,060	36,720	18,350	21,790	22,800	24,600
ほ装工事業	33	61,270	45,410	29,950	49,270	32,850	16,420	12,000	12,560	13,530
鉄道又は軌道新設事業	34	53,030	43,860	35,440	30,700	20,490	10,240	22,330	23,370	25,200
建築事業（38を除く）	35	53,420	40,200	27,390	41,360	27,580	13,780	12,060	12,630	13,620
機械装置の組立て又はすえ付けの事業	36	61,290	45,930	31,010	47,980	31,990	15,980	13,320	13,940	15,030
その他の建設事業	37	86,070	66,920	48,610	61,010	40,680	20,330	25,060	26,230	28,280
既設建築物設備工事業	38	53,420	40,200	27,390	41,360	27,580	13,780	12,060	12,630	13,620
食料品製造業	41	15,990	12,600	9,410	10,850	7,230	3,610	5,140	5,380	5,800
繊維工業又は繊維製品製造業	42	19,150	16,380	13,950	9,630	6,420	3,210	9,520	9,960	10,740
木材又は木製品製造業	44	81,180	70,520	61,360	38,020	25,350	12,670	43,160	45,170	48,700
パルプ又は紙製造業	45	43,460	35,560	28,260	26,150	17,430	8,710	17,310	18,130	19,550
印刷又は製本業	46	15,500	12,850	10,430	8,880	5,920	2,960	6,620	6,930	7,480
化学工業	47	20,420	16,080	11,940	13,950	9,310	4,640	6,470	6,770	7,300
ガラス又はセメント製造業	48	18,230	14,810	11,630	11,230	7,490	3,740	6,990	7,310	7,890
その他の窯業又は土石製品製造業	49	52,150	45,350	39,540	24,290	16,200	8,100	27,860	29,150	31,440
金属精鍊業（51を除く）	50	37,210	29,800	22,840	24,080	16,060	8,020	13,130	13,740	14,820
非鉄金属精鍊業	51	41,170	33,380	26,120	25,560	17,040	8,510	15,610	16,340	17,610
金属材料品製造業（53を除く）	52	70,570	56,620	43,560	45,370	30,250	15,120	25,190	26,370	28,440
鋳物業	53	53,970	45,320	37,560	29,360	19,570	9,780	24,610	25,750	27,780
金属製品製造業又は金属加工業（55,63を除く）	54	59,410	46,730	34,690	40,680	27,130	13,550	18,730	19,600	21,140
めっき業	55	31,870	26,820	22,300	17,200	11,460	5,740	14,670	15,360	16,560
機械器具製造業（57,58,59,60を除く）	56	27,400	21,540	15,970	18,790	12,530	6,260	8,610	9,010	9,710
電気機械器具製造業	57	8,430	6,650	4,960	5,730	3,820	1,910	2,710	2,830	3,060
輸送用機械器具製造業（59を除く）	58	18,410	14,680	11,160	12,080	8,060	4,030	6,320	6,610	7,140
船舶製造又は修理業	59	65,140	50,300	36,090	47,070	31,380	15,690	18,080	18,920	20,400
計量器、光学機械、時計等製造業（57を除く）	60	7,850	6,100	4,410	5,600	3,740	1,860	2,250	2,360	2,540
その他の製造業	61	39,200	34,650	30,860	16,800	11,210	5,590	22,390	23,440	25,280
陶磁器製品製造業	62	52,880	46,120	40,360	24,290	16,200	8,100	28,580	29,920	32,260
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（55を除く）	63	80,770	69,080	58,800	40,680	27,130	13,550	40,090	41,950	45,250
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	64	33,170	28,340	24,070	16,800	11,210	5,590	16,370	17,140	18,480
コンクリート製造業	66	38,280	32,930	28,270	18,780	12,520	6,260	19,500	20,400	22,010
交通運輸事業	71	19,810	15,630	11,640	13,470	8,980	4,490	6,340	6,640	7,160
貨物取扱事業（73,74を除く）	72	42,120	33,370	25,110	28,210	18,810	9,400	13,920	14,560	15,710
港湾貨物取扱事業（74を除く）	73	98,100	79,020	61,220	62,230	41,490	20,740	35,860	37,530	40,480
港湾荷役業	74	157,910	133,680	112,120	83,110	55,400	27,700	74,800	78,280	84,420
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	15,320	11,900	8,630	10,880	7,260	3,630	4,440	4,650	5,010
清掃、火葬又は畜の事業	91	26,680	20,230	13,990	20,260	13,510	6,750	6,420	6,720	7,240
ビルメンテナンス業	93	8,580	6,640	4,800	6,130	4,090	2,050	2,440	2,550	2,750
その他の各種事業	94	7,380	5,390	3,460	6,130	4,090	2,050	1,250	1,310	1,410
倉庫業、整備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	96	7,330	5,330	3,400	6,130	4,090	2,050	1,190	1,250	1,350
通信業、放送業、新聞業又は出版業	97	7,380	5,390	3,460	6,130	4,090	2,050	1,250	1,310	1,410
卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	98	7,380	5,390	3,460	6,130	4,090	2,050	1,250	1,310	1,410
金融業、保険業又は不動産業	99	7,380	5,390	3,460	6,130	4,090	2,050	1,250	1,310	1,410

本表の見方

注1)上表はすべて「保険料の目安」です。必ずしも人数倍の保険料とはなりませんので、ご注意ください。責事業所向けの正確な保険料は、改めて計算のうえ、ご案内させていただきます。

注2)業種コードが複数の場合は、コードごとに算出した保険料の合計となります。

注3)天災危険補償特約は、「上乗せ労災保険」にセットされ拡張補償します。使用者賠償責任保険については天災危険補償特約の補償対象外ですのでご注意ください。「天災危険補償特約」の支払限度額は、上乗せ労災保険（業務上災害、通勤災害、休業損害）の支払限度額の50%です。

注4)上記「上乗せ労災保険」では、業務上災害、通勤災害ならびに休業損害が補償されています。「業務上災害」「通勤災害」の支払限度額は同額です。

注5)上記「加入コース」による加入を原則としていますが、単位定率型も含めコース外での加入も可能です。

注6)建設関係（事業業種コード31～38）については、年間包括契約に限ります。また被用者の範囲を下請負人まで拡大する場合は、下請負人補償特約のセットが必要です。

注7)業種コード31～38については、保険期間中の請負金額の総額が1億円超である場合には、割引の対象となります。

注8)業種コード41～66については、「被用者（250名超）による割引規定」の適用が可能です。

注9)業種コード02～03、11～19、21～26、71～99については、「被用者数（263名超）による割引規定」の適用が可能です。

注10)保険期間終了後、保険料を確定するために必要な資料を遅滞なく引受け保険会社にご提出いただきます。確定した賃金総額、または平均被用者数に基づき算出された保険料と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。ただし、「保険料確定特約」がセットされたご契約は除きます。

注11) A3・B3・C3コースについて、上表ではA3コースはA2、B3コースはB2、C3コースはC2と同額の法定外補償規定等が定められている前提の保険料となっております。

重要事項のご説明

(2022年5月20日以降始期用)

- この書面は、労働災害総合保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いします。
- お申込みいただく際には、加入申込票等に記載の内容がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。
- この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特約(以下「普通保険約款・特約」といいます。)に記載していますのでご確認ください。
- 普通保険約款・特約は、ご契約後、加入者証とともに届けします。事前に必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご加入後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み 契約概要

労働災害総合保険普通保険約款 +

自動セット特約^(注1) + 各種特約^(注2)

(注1) 次の特約となります。・労働災害総合保険特約・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約・サイバーインシデント補償特約

(注2) セットできる主な特約については、

「2. (2) セットできる主な特約」をご参照ください。

2. 引受条件等

(1) 補償内容

①被保険者 契約概要

補償の内容によって、被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が異なります。

詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

②保険金をお支払いする主な場合 契約概要

○法定外補償条項

・被保険者の被用者(被保険者の従業員等で加入者証に記載された方をいいます。以下同様とします。)が業務上または通勤途上の災害^(注)によって身体の障害(後遺障害、死亡を含みます。以下同様とします。)を被り、政府労災保険等の保険給付がなされた場合に、被保険者が被用者またはその遺族に支払う金額としてこの保険契約の普通保険約款・特約で定める金額を保険金としてお支払いします。

・労働災害には「業務災害」と「通勤災害」があり、政府労災保険ではともに保険給付の対象となっています。法定外補償条項の基本契約では、このうち「業務災害」のみを対象としていますが、特約をセットいただくことにより「通勤災害」も対象とすることができます。なお、法定外補償条項の「業務災害」「通勤災害」の認定、および後遺障害等級、休業日数等の認定については政府労災保険等の決定に従います。(所轄の労働基準監督署長の認定によります。)

・政府労災保険等とは異なり、保険金は被保険者にお支払いします。ただし、最終的には被保険者から補償金として全額が被災した被用者にお渡しいただきます。被災した被用者からは受領証の取付けが必要となり、被保険者が保険金の全部または一部を被災した被用者に対して支払わなかつた場合には、その部分に

ついては引受保険会社にご返還いただくことになります。

(注) 通勤途上の災害については、「通勤災害補償特約」をセットした場合のみ保険金をお支払いします。

○使用者賠償責任条項

・被用者が業務上の災害によって被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害賠償金および賠償問題解決のために支出する費用に対して、保険金をお支払いします。ただし、損害賠償金は次に掲げる金額の合算額を超える場合に限り、その超過額のみを賠償保険金としてお支払いします。

①政府労災保険等により給付されるべき金額(特別支給金を含みません。)

②自賠責保険、自賠責共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額

③法定外補償規定等または法定外補償条項により、被保険者から被災した被用者またはその遺族に支払われる金額

・被保険者が被災した被用者またはその遺族に対して支払わなければならぬ損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被災した被用者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。

*保険金をお支払いする条件は適用される特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

○保険金をお支払いしない主な場合 契約概要 注意喚起情報

次のいずれかに該当する身体の障害等については保険金をお支払いしません。

○法定外補償条項および使用者賠償責任条項に共通の事項

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による被用者の身体の障害 等

○法定外補償条項

①酒気を帯びた状態で自動車等を運転したことによって被用者本人が被った身体の障害

②被用者の故意の犯罪行為によってその被用者本人が被った身体の障害 等

○使用者賠償責任条項

被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合はその契約、または法定外補償規定等がある場合はその規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用 等

*上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金

をお支払いしない場合の詳細および用語の定義については、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されていますので、必ずご確認ください。

④お支払いの対象となる保険金の種類 **契約概要** **注意喚起情報**

お支払いする保険金として普通保険約款に定めているものは次のとおりです。ただし、適用される特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

○法定外補償条項

次の保険金について、ご加入の内容に基づきお支払いします。なお、業務上・業務外の災害、通勤途上の災害、後遺障害等級、休業日数等の認定については、政府労災保険等の認定に従います。

①死亡に対する法定外補償保険金

被用者が死亡した場合にお支払いする保険金です。

②後遺障害に対する法定外補償保険金

被用者が後遺障害（政府労災保険の第1級～第14級）を被った場合にお支払いする保険金です。

③休業に対する法定外補償保険金

被用者が身体の障害により休業し、賃金の支払いを受けられない場合にお支払いする保険金です。休業し、賃金の支払いを受けられない日の第4日目以降が対象で1,092日分（特約をセットすることにより日数を変更することも可能です。）を限度とします。

*なお、お支払いする保険金の額は、法定外補償規定等に基づく補償金の支払責任額を上限として、この保険の支払限度額の範囲内でお支払いします。被保険者が保険金の全部または一部を被用者に対して支払わなかった場合には、その部分は引受保険会社にご返還いただくこととなります。

○使用者賠償責任条項

①被用者またはその遺族に支払うべき損害賠償金

ア. 死亡や後遺障害における逸失利益、休業損失等の政府労災保険等および企業の法定外補償制度等により給付される金額の超過額が対象となります。給付が年金の場合は一時金に換算します。

イ. 法律上の損害賠償責任による慰謝料がお支払いの対象となります。政府労災保険等では慰謝料は給付の対象となりません。政府労災保険等にかわって自動車損害賠償責任保険等で支払われるべき金額がある場合は、その超過額が対象になります。

②賠償問題解決のために要した費用

法律上の損害賠償責任の解決のために被保険者が負担する以下の費用をお支払いします。

ア. 被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）

イ. 被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

ウ. 被保険者が引受保険会社の要求に従い、協力するために要した費用

エ. 被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使に必要な手続を講じるために要した必要または有益な費用

(2) セットできる主な特約 **契約概要**

セットできる主な特約は「東京都商工会議所連合会の上乗せ労災保険補償プラン 労災上乗せ共済」5ページ「オプション特約」をご参照ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(3) 複数のご契約があるお客さまへ **注意喚起情報**

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（労働災

害総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる身体の障害による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や支払限度額等を確認し、特約等の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約等を1つのご契約のみにセットしている場合、契約を解約したとき等は、特約等の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約等>

今回セットしていただく補償・特約	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①使用者賠償責任条項	・ビジネスJネクスト 使用者賠償責任補償特約 ・ビジネスプロテクター／ビジネスプロテクター（建設業用）使用者賠償責任補償特約
②災害付帯費用補償特約	・ビジネスJネクスト 事業者費用補償（定額型／ベーシック・実損型／ワイド・実損型）特約

(4) 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

①保険期間

「東京都商工会議所連合会の上乗せ労災保険補償プラン 労災上乗せ共済」表紙をご参照ください。お客様が実際にご加入いただく保険期間につきましては、加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

②補償の開始時期

始期日の午後4時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。保険料（分割払の場合には、第1回分割保険料）は、保険料の払込みが猶予される場合^(注)を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から代理店・扱者または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた身体の障害による損害に対しては保険金をお支払いしません。

（注）保険料の払込みが猶予される場合の詳細については、「3.(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い」をご参照ください。

③補償の終了 満期日の午後4時に終了します。

(5) 支払限度額等 **契約概要** **注意喚起情報**

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お客様が実際にご加入いただく支払限度額・免責金額につきましては、加入申込票の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

○法定外補償条項

法定外補償規定等を定めている場合は、法定外補償規定等の補償金額の全部または一部をカバーするよう支払限度額を設定します。

（a）単位定額方式（法定外補償金額を「被用者1名につき〇〇円」と金額で定める場合）

被用者1名につき、支払限度額を設定します。

（b）単位定率方式（法定外補償金額を「被用者1名につき1日あたり平均賃金の〇〇日分」と日数で定める場合）

被用者1名につき、1日あたりの平均賃金^(注)の倍数で設定します。休業補償については1日あたりの平均賃金に対する割合（〇〇%）で設定します。

(注) 平均賃金とは、政府労災保険等の給付基礎日額をいい、保険金支払いの対象となる負傷や疾病の原因となった労働災害の発生日の直前3か月間にその被用者に支払われた賃金総額(3か月を超える期間ごとに支払われる賞与等を除きます。)の平均日額をいいます。

(c) 上記(a)、(b)の組合せにより設定する方法

○使用者賠償責任条項

基準となる支払限度額は次のとおりとなり、この金額以上1万円単位で設定します。また、支払限度額の上限は被用者1名につき3億円、1回の災害につき10億円とします。

(a) 被用者1名につき：500万円

(b) 1回の災害につき：1,000万円

免責金額^(注)を設定する場合は、損害の額から加入者証記載の免責金額^(注)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。

(注) 免責金額とは、保険金としてお支払いする1回の災害ごとの損害の額から差し引く額で、お客様の自己負担となる金額をいいます。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

①保険料

保険料^(注)は、支払限度額、事業の種類、保険料算出の基礎数値等によって決定されます。また、継続契約においては、過去の保険金のお支払実績等に基づく割増引が適用されます。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客様が実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注) 申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

②割増引の合算適用

損害率による割増引^(注)について団体契約として合算適用します。その他の割増引の詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(注) 割増引率は保険料および過去の損害率等により変動します。このため、加入状況および保険金のお支払い状況により翌年度の割増引率が変更となる場合があります。

(2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

「東京都商工会議所連合会の上乗せ労災保険補償プラン 労災上乗せ共済」5ページをご参照ください。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料は、「東京都商工会議所連合会の上乗せ労災保険補償プラン 労災上乗せ共済」5ページに記載の方法により払い込んでください。「東京都商工会議所連合会の上乗せ労災保険補償プラン 労災上乗せ共済」5ページに記載の方法による保険料の払込みがない場合、身体の障害による損害が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

4. 満期返りい金・契約者配当金 契約概要

この保険には、満期返りい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項) 注意喚起情報

(1) 申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

(2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知

を求めるもので、加入申込票^(注)に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

(注) 引受保険会社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

(3) この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、支払限度額等)を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

2. クーリングオフ(ご加入のお申込みの撤回等) 注意喚起情報

この保険は、ご加入のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

3. その他

保険料算出(確定)のための確認資料(「保険料確定特約」をセットした契約)

「保険料確定特約」をセットすることにより、保険料が次のいずれかによって定められている場合は、ご加入の際に保険料を算出(確定)するために必要な賃金総額、平均被用者数または請負金額についての資料を引受保険会社にご提出いただきます。

- ご加入時点で把握可能な最近の「労働保険年度(1年間)」もしくは「会計年度(1年間)」における賃金総額、平均被用者数または請負金額
- 保険契約の対象となる工事の賃金総額、平均被用者数または請負金額(有期個別契約の場合に限ります。)

詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

III ご加入後におけるご注意事項

1. 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項) 注意喚起情報

(1) ご加入後、次の事実が発生した場合は、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)ご契約の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

①加入申込票の「※」印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合

②ご加入時にご提出いただいた告知書、加入申込票等の記載内容に変更が生じる場合

(2) 次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

①加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合

②上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

2. 解約と解約返りい金 契約概要 注意喚起情報

(1) この保険契約を脱退(解約)する場合は、ご契約の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- (2) 脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険料が賃金によって定められる場合は既経過期間中に支払った賃金総額に基づき算出した保険料、被用者数によって定められる場合は既経過期間中の平均被用者数に基づき脱退(解約)の条件によって、脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。
- (3) 始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

3. 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

4. 失効について 注意喚起情報

この保険契約が失効した場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

5. 保険料の精算および保険料算出(確定)のための確認資料

保険料が見込の賃金総額、平均被用者数等によって定められている場合は、これらの数値が確定した後、保険料の精算を行う必要があります^(注)。保険料の精算の際に、保険料を算出(確定)するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただきます。実績数値に基づき算出された確定保険料と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。

(注) この保険契約から脱退(解約)される場合にも、保険料の精算を行いう必要があります。

6. 調査について

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

その他ご留意いただきたいこと

1. 災害が起こった場合

(1) 災害が起こった場合の引受保険会社へのご連絡等

災害が起こった場合、次の処置を行ったうえで、遅滞なくご契約の代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

災害の拡大の防止および軽減

ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被つた損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(2) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 災害の発生状況を確認できる書類	労働者死傷病報告(写)
(3) 労災保険法等の支給請求書(写)	遺族補償年金(一時金)支給請求書、障害補償給付支給請求書、休業補償給付支給請求書
(4) 労災保険法等の支給決定通知書(写)	労災保険法等の支給決定通知書(写)・年金証書(写)
(5) 被用者の死亡に伴う保険金請求の場合には、死亡診断書または死体検査書	死亡診断書、死体検査書、遺族補償年金(一時金)支給請求書
(6) 被用者の後遺障害に伴う保険金請求の場合には、障害の程度を証明する医師の診断書	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類、障害補償給付支給請求書
(7) 被用者の休業に伴う保険金請求の場合には、被保険者の休業証明書(賃金不払を証明するもの)	被保険者の休業証明書、休業補償給付支給請求書
(8) 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定(写)	法定外補償規定(写)
(9) 法定外補償条項の保険金請求の場合には、被保険者が支払ったまたは支払責任を負担した災害補償金の額を証明する書類	労働災害補償金受領書、補償金の振込伝票(控)、示談書(写)
(10) 使用者賠償責任条項の保険金請求の場合には、損害賠償金額および費用を証明する書類	損害賠償金額および費用を証明する書類
(11) 使用者賠償責任条項の保険金請求の場合には、被保険者が被用者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類	被保険者が被用者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

(12) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類

① 保険金請求権者を確認する書類

住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書

② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類

引受保険会社所定の同意書

③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類

示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知

④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類

委任を証明する書類および委任した方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書

⑤ 平均賃金(給付基礎日額)の算定内容を確認する書類

平均賃金算定内訳

⑥ 交通事故の場合は、事故発生状況の確認のために労働基準監督署に提出された交通事故証明書(写)

交通事故証明書(写)

⑦ 被用者が車両運転・操縦中の事故の場合は、運転免許・法令資格が確認できる書類

運転免許証(写)、労働安全衛生法による技能講習修了証明書(写)

⑧ 通勤災害補償特約をセットした場合で、通勤災害における交通事故等、第三者の加害行為による災害の場合は、労働基準監督署に提出された第三者加害行為届(写)

第三者加害行為届(写)

⑨ 下請負人補償特約をセットした場合は、被保険者から下請負人への発注・受注を確認する書類

発注・受注の請負契約書等

⑩ 災害付帯費用補償特約をセットした場合は、被保険者が負担した香典、葬儀、花輪代等の諸費用の額を確認する書類

香典、葬儀、花輪代等の費用明細等

(3) 保険金のお支払時期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。^(注3)

(注1) 保険金請求に必要な書類は、(2)をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いし

ます。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

(4) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

(5) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

(6) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。(使用者賠償責任条項をセットした場合。)

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う災害が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれことがありますのでご注意ください。

2. 個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することができます。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じことがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することができます。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することができます。引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

3. 契約取扱者の権限 注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

4. 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①申込人または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として身体の障害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③申込人または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 繙続契約について

- (1) 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できることや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- (2) 引受保険会社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

6. 共同保険

引受保険会社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

7. 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

《用語の説明》

被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
被用者	被保険者の従業員等で加入者証に記載された方をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、加入者証記載の保険期間をいいます。
支払限度額	保険金をお支払いする限度額をいいます。
免責金額	保険金としてお支払いする1回の災害ごとの損害の額から差し引く額で、お客様の自己負担となる金額をいいます。

お問合わせ窓口

この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】

お問合わせはパンフレット背表紙の代理店・扱者にご連絡ください。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

三井住友海上へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客様デスク

0120-632-277 (無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



災害が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

「24時間365日事故受付サービス 三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189** (無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター **0570-022-808** (ナビダイヤル(全国共通・通話料有料))

- 受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかげ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

<MEMO>

ココロとカラダの安心メニューについて

【概要】『ココロとカラダの安心メニュー』は、労災上乗せ共済のご加入事業所向けに提供させていただくサービスです。人事労務部門のご担当者向けにはコンサルタントによるサポートサービスを、従業員向けにはメンタルヘルス相談サービスやその他日常の相談サービスをご提供いたします。

人事労務部門向けサービス

●マネジメントサポート 平日10:00~17:00

EAP コンサルタントが人事労務部門担当者からの人事マネジメント全般に関わる質問にお答えします。

●産業医サポート 平日10:00~17:00

産業医の非専門分野のご相談について、EAP コンサルタントが産業医資格を持った医師に相談のうえ、お答えします。

●リハビリテーションサポート 平日10:00~17:00

EAP コンサルタントが職場復帰のためのリハビリ全般に関する相談にお答えします。

●職場復帰サポート 平日10:00~17:00

EAP コンサルタントが職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関わる質問にお答えします。

* EAP コンサルタント…臨床心理士、保健師、管理栄養士等の資格を持ち、企業のメンタルヘルス体制構築・対応のコンサルティング経験を有する専門職です。

従業員向けサービス

●健康・医療相談 24時間365日

「メタボリックが心配」「セカンドオピニオンについて相談したい」といった場合にお電話ください。専門スタッフがアドバイスします。

●専門医情報の提供 平日9:00~17:00

「脳外科の専門医にかかりたい」「高度医療機器による検査・診療を受けたい」といった場合に専門スタッフが対応します。

●介護相談 24時間365日

「介護はどうしたらいいの…」といった場合にお電話ください。専門スタッフがアドバイスします。

●医療機関紹介 24時間365日

「夜間子供が発熱したので、近隣で対応できる病院を教えてほしい」「女性なので、女性医師に相談したい」といった場合にお電話ください。専門スタッフがアドバイスします。

●マタニティ・育児相談 24時間365日

「初めての出産で不安…」「育児が大変で…」といった場合にお電話ください。専門スタッフがアドバイスします。

●公的給付・税金相談 平日10:00~17:00

「複雑な年金や税金について相談したい」といった場合にお電話ください。専門スタッフがアドバイスします。

●健康管理相談 24時間365日

栄養・食事、薬に関するご相談に専門スタッフがアドバイスします。

●法律相談 平日10:00~17:00

「身近なトラブルを相談したい」といった場合にお電話ください。弁護士が相談を承ります。

●栄養・バランスを考えた冷凍食宅配 平日10:00~17:00

管理栄養士が考案した栄養・バランスを考えた冷凍食をご自宅にお届けします。*有料サービスです。

●犯罪トラブル・悪質行為の相談 平日10:00~17:00

近年増加しているストーカー問題や悪徳商法、インターネット詐欺等、犯罪トラブルや犯罪まがいの悪質な行為についてのご相談を承ります。

●健康チェックサポートセンター 24時間365日

人間ドック機関案内、郵便検診、検診結果のご相談に専門スタッフがアドバイスします。

●メンタルヘルス面接カウンセリング

予約制

サービス提携会社の1つである株式会社保健同人社の直営相談室3か所と提携相談機関180か所で予約制の対面カウンセリングを行います。お一人年間5回までのご利用になります。

●メンタルヘルス電話カウンセリング

平日 9:00~21:00
土曜10:00~18:00

臨床心理士等のカウンセラーがメンタルヘルスに関するご相談に電話で対応します。カウンセリングのほか、医療機関・専門機関の情報提供なども行います。

●インターネット健康情報サービス、WEB相談専用サイトなどを通じて、健康・医療に関する様々な情報を提供します。
また、WEB相談を行うことができます。

* このサービスは、予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

共同保険契約に関するご説明

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単別個に保険契約上の責任を負います。また三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

◆共同保険契約分担表

募集代理店所属会社の 引受割合(%)	左記以外の保険会社の引受割合(%)				合計 (%)
	三井住友海上	東京海上日動	損害保険ジャパン	あいおいニッセイ同和損保	
三井住友海上 96.7		1.4	1.1	0.8	100.0
東京海上日動 81.4	16.7		1.1	0.8	100.0
損害保険ジャパン 81.1	16.7	1.4		0.8	100.0
あいおいニッセイ同和損保 80.8	16.7	1.4	1.1		100.0

(注)ご加入する際の引受保険会社にかかわらず、ご契約の幹事保険会社は三井住友海上です。

ご注意

- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。詳細は普通保険約款・特約をご覧ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

労災上乗せ共済にご加入の皆さまへ ココロとカラダの安心メニュー

労災上乗せ共済では、ご加入事業所の人事労務部門ご担当者や従業員の皆さまに向けて、メンタルヘルスや生活相談等にお答えする「ココロとカラダの安心メニュー」をご提供しています。

人事マネジメントや従業員のメンタルヘルス対策に役立つツールとしてご活用ください。



【人事労務部門担当者向けサービス】

- ・マネジメントサポート
- ・リハビリテーションサポート
- ・産業医サポート
- ・職場復帰サポート

【従業員向けサービス】

- | | | |
|-------------------|-----------------|-------------------|
| ・健康・医療相談 | ・専門医情報の提供 | ・メンタルヘルス電話カウンセリング |
| ・介護相談 | ・医療機関紹介 | ・メンタルヘルス面接カウンセリング |
| ・マタニティ・育児相談 | ・公的給付・税金相談 | ・WEB相談 |
| ・健康管理相談 | ・法律相談 | ・インターネット健康情報サービス |
| ・栄養・バランスを考えた冷凍食宅配 | ・犯罪トラブル・悪質行為の相談 | |
| ・健康チェックサポートサービス | | |

- ご不明な点につきましては代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

保険契約者 東京都商工会議所連合会

制度運営 東京商工会議所 共済センター 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 TEL 03-3283-7909 FAX 03-3283-7991

引受損害保険会社 幹事保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 広域法人部 営業第二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL 03-3259-6693 FAX 03-3259-7218

東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京都商工会議所連合会「労災上乗せ共済制度」幹事代理店

株式会社 東商サポート&サービス TEL03-3213-3847 FAX03-3283-7768 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2

代理店・扱者(ご相談・お申込先)